

用の無料化と併せ、検査体制と療育体制の整備を、県に対し要望してまいりますのでご理解をお願い申し上げます。

なお、聴覚障害の早期発見への対応としては、現在七カ月乳児健診及三歳児健診において、「音の反応」「発達検査」「ささやき検査」などの一次スクリーニングを行っております。

今後は、乳幼児健診の一層の充実を図るとともに、聴覚障害の早期発見のため、これから子供を出産される方々を対象にした母親学級などの教室を開催する中で、知識の普及を図ってまいりたいと考えております。

## 市営住宅居住者に 車庫証明取得を

**問** 今、都留市に於いては、一世帯当たり車の保有台数は、一・四二台であります。車なしでは、生活が大変な山間地域であります。市営住宅のほとんどが、用事や買い物にでかけるのには、ちよつと遠いところに建設されております。交通機関も不便であり、

時間で動いている現代社会においては、昔のように歩いて買い物ということは、考えられない時代であります。

都留市において車は、生活にかかすことのできない交通機関となっております。市外からの入居者

や現在入居している方々が、車の購入や買い替えのときに、どうしても必要な車庫証明が取れなくて悩んでいる方もおられるわけでございます。現在、車を保有している方々はどのような方法で車庫証明を取られているのでしょうか。

そのために俗に言う「車庫とばし」と言われる恩賞になつていないのでしょうか。実態調査はなされているのでしょうか。問題が起きないよう住宅居住者が車庫証明を取得できるように願います。また、市行政としてはどのような対策を考へておられるのか、考えているとしたらその対策の内容と、いつの時期に実施可能か、お知らせください。

**答** 考えておられなければ、早急な対策を講ずるよう要望し、市長の答弁をもちめします。

現在、地域社会におきましては、自動車は生活上必要



欠くべからざる必需品となつており、市営住宅団地においても駐車場の整備の必要性が高いことから、一世帯一台分の駐車スペースの確保に努めてきたところであります。市内十四団地の内九団地につきましては一世帯当たり一台分の駐車スペースの確保がなされており、

この割り振り等の運用につきましては、各団地毎に団地自治会等が自主的に運用を行っているところであります。

ご質問の車庫証明につきまして、これを発行することにより、公共空間を個人が占用して使用することになり、行政財産の貸し付けに該当することとなるため、使用料金の徴収等の義務が生じ、これまで無料で使用してきた駐車スペースの有料化といった問題も生じてまいります。自動車購入にあたり、きちんとした車庫証明を取得していただく必要性もあることから、今後、建て替えを計画している団地の完成を期に、駐車スペースの使用料徴収と共に一世帯あたり一台分の車庫証明に対する同意書の発行について検討してまいりたいと考えております。

## 市の産業動態 について

**問** 景気の低迷が依然として続いており、市長は議会

での所信表明の際その度毎に今ま

でも良いとは思えないのに経済はやや向上傾向だといつてきたが、今回は国の経済の動向については一言もふれておりません。

政府発表はデフレ傾向であり至上の倒産により一時上がった株も、また、元通りになり、失業率も依然として高いままであります。基幹産業であった織物産業の壊滅に続いておりました。機械金属産業も同様回復の兆しも見えません。

これは全国的な傾向だと思いますが都留市の諸産業の動態は一体何の様なのかお尋ねします。

**答** 最近の景気の動向につきましては、政府は六月の月例経済報告で「景気はさらに弱含んでいる」としていた前月の基調判断を「弱まっている」「厳しさを増している」などの表現に下方修正し、

景気の後退局面入りを事実上認め、方針を固めたと伝えられております。

原因のひとつとして、アメリカ経済の減速によってIT産業に陰りが見られるようになり、これにより電気機械、一般機械、精密機械などの関連業種に影響してきていることが考えられます。

本市の産業の景気動向は、工業統計調査の結果では、主要産業である機械金属工業の平成十一年度の製造品出荷額は、四百三十七億二千万円で前年の四百九十七億四千万円に対し六十億二千万円の減となっております。

また、織物産業につきましては

六十一億三千万円で、前年の五十億五千万円に対し十億八千万円の増となっております。

全体の製造品出荷額の総額では六百十四億八千万円で、前年の六百六十八億七千万円に対し五十三億九千万円下回る大変厳しい状況となっております。

このような状況の中、市内企業三十一社で構成する都留市経営者連絡協議会において、経営に関する講演会、研究会の開催や情報交換等を行つて来たところでありますが、本年二月には市と経営者の方々と意見交換会を開催したところ、各企業から厳しい経営状況についての報告が多く出され、改善に向けての産業振興策等を協議したところでもあります。

市といたしましては、これらの意見や提言を踏まえ、地場産業であります繊維織物の新製品・デザイン等の研究開発や販路開拓をはじめ、商店街の活性化対策、スモールオフィス支援、新たな特産品の開発などの産業振興を図っているところでもあります。

産業の振興は、それぞれの企業経営者や、従業員のためまぬ努力と熱意に負うところが大きいわけであり、市といたしましては、国・県をはじめ関係機関と連携を図る中で、今後とも技術・研究支援や金融支援、新しい創出事業への育成支援などを積極的に行ってまいりたいと考えております。



## 入札制度について

### 問

先の広域事務組合の塵芥焼却炉の入札価格について適合の疑いがあるとの事で再度入札した結果、一部対象物件が除外されている。又落札した企業が大手焼却炉建設事業への参入計画があり積極的な意図があったとは云え二十億円と言う金額を下げて約五十億円で落札し私共の常識を越えた価格で落札しました。

続いて県の琴川ダムの建設にもなう入札では五十一億下げてる落札です。

このような報道に接すると公共工事の入札予定価格に全幅の信頼をおき兼ねます。焼却炉の建設には一部では三十五億円でもできるというところでもない話も出ております。まさかとは思いますがややもすると本当かなとさえ思うようなかたちになります。

市としては今までの入札制度と今回の落札を他山の石として当然大きな問題としてとらえ今後の入札制度について充分考慮されていると思えます。先日協議会で口頭で発表された入札制度にふまえたに行われる大学図書館建設の本設計と建設について何の様な入札方法で行うかご説明願います。今更申すまでもなく、ご承知の通り図書館建設は補助金、起債のない純然たる市の金です。先の例を鑑みる予定の価格から相応しい価格で

落札されていると事は自明の理であります。市は入札制度改革の方針に則り何の様な入札制度を行うかお尋ねします。

既に県及び或る町村では一般競争入札で事前公表を試行すると発表されておりあります。

### 答

市の発注する工事等の入札の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき公共工事に対する市民の信頼の確保と建設業の健全な発達を図るため、入札・契約参加者の公正な競争の促進、不正行為の撤廃、工事の適正な施工の確保に努めているところであります。

ご指摘の大月都留広域事務組合のじん芥処理施設工事及び県の琴川ダム建設工事については、一般競争入札で予定価格の事前公表を行い、入札が執行されました。

市では、本年度から一般競争入札に付する予定価格3億円以上の工事につきましては、試行的に予定価格の事前公表を行うこととし、五月二十二日に公告した都留市総合運動公園陸上競技場グラウンド工事の予定価格を事前公表したところでありあります。

ご質問の都留文科大附属図書館建設工事の入札につきましては、透明、公正な執行を図るため、適切な設計積算に基づき、一般競争入札に付し、予定価格も事前公表したいと考えておりますのでご理解をお願いいたします。

## サンタウン宝とすまいアップ事業について

### 問

モデル棟十一棟のうち六名から購入の申込みがあったという事は六棟が売れる見込みがついたと云う事だと思えます。

この土地兵海道は地元からの開発希望がありそれに市が応えたものであります。現地へ行ってみれば未だに残土の処理終わっておりません。ご承知の通りこれは整地途上に於いて土壌から「ヒ素」が検出されたとマスコミ関係が発表され、テレビでも大々的取り上げられ当日はバスにまで乗って多くの皆さんが参加して私も大いに驚きました。結局「毒物なし」と議会で安全宣言を市長は二度に亘って行いました。

しかし、残念ながらこの様な事のため当初予定された県の好意による奥丸田土地整理には使用されず現在に至っております。この事も残念な事ですがもつと残念な事は、この問題で整地した区画がいまだに相当区画残っている事です。場合によれば完売できた筈であります。

この「ヒ素」問題は市の公社に莫大な未償還金を抱えさせている一番大きなものではないかと思えます。とは云え今となつては何もなりません。残された家屋の完売も必要ですが土地の完売のための努力、工夫も必要ではないかと思

います。土地が売れないのは二十五万と言う一坪価格が高い理由になります。安くすれば最初に買われた方々に申し訳ありません。安くした結果問題がおきており、工夫と言え、また、各戸に家庭菜園を市が提供すると色々な工夫もありません。ケーブルテレビ設置の方法もありません。

### 答

すまいアップ事業により建設いたしました、十一棟のモデル住宅につきましては、購入希望者向けの見学会を去る五月十九日から三十一日までの期間、開催したところ都留市民を始め各地より三十八組の方々にご来場いただき六名の市民の皆様が購入申込をされ、さる六月七日に抽せん会と譲渡契約及び所有権移転登記などの説明会を行ったところであります。

今後、残りしました住宅につきましては、今回の結果を踏まえPRと売却方法などを再検討し、早期に完売ができるよう努力をしております。また、サンタウン宝の残り五十九区画の販売につきましては、ホームページへの記載、企業、個人へのパンフレット配布等により販売を促進する努力が必要不可欠であります。

ご質問の家庭菜園につきましては、周辺の遊休地を活用して提供することができれば販売促進につながるかと考えますので、検討してまいりたいと存じます。なお、開発公社では住環境整備の一環とし

てテレビ共同受信施設の設置工事を準備中であり、九月中には完成の予定となっております。市といたしましては、公社の健全化を図るためにも公社自身が様々な方策を講ずる中で、積極的に販売促進に取り組みよう指導してまいりますので議員各位のご協力をお願い申し上げます。

## 介護保険実施一年にあたって

### 問

再三とりあげる課題ですが、介護保険実施から一年を経過し、さらにこの十月から保険料が満額徴収されるのを前に、あらためて当局に検討・改善をとめるとともに、市が国に対して緊急に制度の改善を要求することをもとめる立場から質問します。

市長は所信表明のなかで、介護保険実施前にくらべてサービスの利用が伸びていることとあわせて利用額が利用限度額にたいして全国平均より一割程度低いことを明らかにしています。全国平均も低いことが問題になっている数値ですが、この要因について、市長は「家族の介護力にまだまだ頼りがちであると同時に、他人を家に入れたくない、他人の目が気になる」といった意識が根強い」と推測しています。はたしてそうでしょうか。在宅介護の利用者は全国的には当初の予測よりも七十万人も下回っているのにくらべて、都留市の場



合、介護保険実施前との比較で一・九倍ですから、一概に利用率が低いとは言えません。また、この利用額はすでに介護保険のサービスを受けている人を対象とした集計であって、いろいろな事情でサービスを受けていない人は含まれていません。また、利用限度額とは認定されたサービスの上限をしめすものであっても、これで家族介護がいらなくなるというものはありません。とりわけ、痴呆老人の場合の認定は実体にほど遠いといわれています。その不十分な限度額さえ十分に使わないという低い利用額の原因を考えると、負担がたいへんだということとしか合理的な理由はありませぬ。さまざまな全国調査によっても利用負担がサービス利用の妨げになっていることが明白になっています。しかも、都留市の場合、こうした事態をある程度予測し、低所得者にたいしては軽減措置をとっているにもかかわらずの低い利用額です。

もに、国にたいしてもとめるよう要求するものです。この軽減措置がとれないのであれば、十月からの満額徴収は凍結すべきではないでしょうか。いったい、第二段階までの人の保険料免除した場合、どれだけの財源が必要でしょうか。市にとつてはわずかな額が、高齢者には大きな負担で、制度の根幹をゆるがせているのではないのでしょうか。また、この負担が国保税の滞納に連動し、保険証の未交付世帯を生んでいないでしょうか。施設介護の状況について、報告をもとめます。

特別養護老人ホーム、ショートステイについて、現状と今後の見通しについて明らかにしていただきたいと思えます。グループホームについては民間をふくめて計画があるのででしょうか。また、施設介護の待機者はどうなっているのでしょうか。

施設整備の遅れは保険としては「契約違反」です。国は整備のために財政支援を強めるべきです。市の認識を問うものです。

ホームヘルパーなど、福祉・介護の現場で働く人の労働条件の悪化は、これまた制度の根幹にかかわる問題です。介護報酬の見直しなどの改善策がもとめられます。

ケアマネージャーについても報酬の引き上げが必要です。また、サービスの提供や内容を民間まかせにしないための市の指導体制は十分でしょうか。

最初にもいいましたが、要介護認定の一次判定コンピュータソフトは、痴呆の状態を反映できないなどの欠陥が指摘され、現在、見直し作業が行われていますが、そもそも経済条件や家族、住宅事情など、高齢者の生活実態をコンピュータで判定することに無理があります。判定のありかたについて検討をくわえる必要があるのではないのでしょうか。当局の認識を問うものです。

家族介護が社会的介護へ、私的介護から公的介護へ、高齢者のノーマライゼーションなどが喧伝されるなかで、介護保険制度が実施されました。

しかし、結果はどうでしょう。条件整備のために一定の支出がされたとはいえ、二〇〇〇年度の国の財政支出が二千五百億円減らされ、これが低所得の高齢者の生活を圧迫することになりました。いつのまにか、当初のスローガンは消えました。

制度は当事者の幸せのために役立つしなければ意味はありません。制度の趣旨に反するとして保険料の軽減措置をこうじた自治体を批判する政府の姿勢は本末転倒であり、きわめて異常なものです。

いまこそ、市は高齢者の生活と人権をまもるために必要な手立てをとるとともに、国にたいして介護保険制度の改善をもとめるべきではないでしょうか。積極的な答弁を求めるものです。

### 答

まず、在宅サービス利用料の住民税非課税者までの無料化についてであります。

本市では、介護保険事業計画作成委員会の報告書において、「福祉サービス利用者の大半が低所得者であることに鑑み、当分の間、介護保険サービス利用者及び介護保険非該当者対策のサービス利用者で低所得者である者に対し、自己負担となる一部負担金の軽減策を検討すべき」と提言されたことを受け、介護保険制度開始と同時に、主要在宅サービスについて、無料から七パーセントの軽減を行い、市独自の低所得者対策を実施しているところであります。昨年十月に、認定を受けた在宅の要介護者三百七名に対して実施したアンケート調査では、サービスを利便しない理由として「利用したいが、お金がかかるから、がまんしている」と回答した方は、サービスを利用していない方三十三名中、一名(三・〇%)。県全体では四・〇%)でありました。

また、何らかのサービスを利用している方の延べ人数四百七十七名に対し、利用料金に不満があると回答した方は五名(市一・二%、県全体では一・六%)に留まりました。このことから、実際に介護サービスを利用されている方にとっては、利用料はそれほど負担になっていないのではないかと認められる結果となりました。したがって、本市における介護サービスの利用が低調なのは、利用すべき方の大半を占める低所得者以外の利用がむしろ少ないことに原因があるものと考えられることから、所信に述べたような推測をいたしましたものであります。

一方、介護保険料についても、個々の状況によりきめ細かく対応できるよう、国が示した減免基準に加えて、これらと同等と認められる場合には、減免できるような条例を制定したところであります。制度開始直後から、国の特別対策により、半年間の一律免除、その後一年の半額徴収となったこと、また、国、県の平均額よりも本市の介護保険料が低く算定されたことなどから、一年が経過した現在、実際に減免の相談があったのは二件に留まっています。十月からの全額徴収を控え、今後、広報を通じて周知を図る一方、介護保険を理解していただくため介護保険制度全般について解説した保存版パンフレットを全戸配布するため準備を進めております。

なお、介護保険料や利用料の軽減については、国の制度として総合的・統一的な低所得者対策を確立するよう全国市長会はもとより、機会あるごとに国に対し要望しているところであります。

第二段階までの保険料を免除した場合の影響につきましては平成十二年度をベースとした場合、平成十三年度につきましては約二千五百万円、平成十四年度につきま



しては約三千四百万円程度ではないかと見込まれます。

また、平成十二年度から平成十三年度にかけての国民健康保険証未交付世帯は六十八世帯増加しておりありますが、加入世帯の増加及び徴収率が年々低下している事などを考慮すると介護保険料の負担が直接国保税の滞納に連動しているとは一概には認められないと考えております。

次に、施設介護の状況についてであります。本市においては、介護保険開始前からある特別養護老人ホームよこぶき荘、老人保健施設つるに加えて、平成十二年九月から新たに回生堂病院内に老人性痴呆疾患療養病棟二十床が開設され、これにより、介護保険制度に定める特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養型病床群による、三種類の施設サービスの提供が可能となりました。また、現在、四日市場地内に建設中で本年十二月に開院予定の脳神経・整形外科病院においても、一般病室四十九床の他に療養型二十五床の設置が予定されています。

介護保険事業計画における施設サービスについては、市町村の範囲を越えて利用されるものであることから、県が定める圏域ごとの施設整備計画に沿った形で、地域的に偏りが出ないように進められているところでありますが、本市内においては、新たに老人短期入所施設、デイサービスセンターを

併設した特別養護老人ホーム、デイサービスセンターを併設した老人短期入所施設の二箇所の建設計画が国・県との協議中となっております。

痴呆性老人のためのグループホームの整備につきましては、近年、比較的大規模な介護施設整備が進められる中で、深刻な問題としてクローズアップされてきた痴呆老人対策として、全国的に注目を浴びております。このグループホームは、小人数の痴呆性老人が専門スタッフの助けを受けつつ、それぞれの残存能力を活用しながら共同生活を営んで行くもので、施設サービスと違って、民家を改造するなどして、限りなく在宅生活に近いサービスを提供しようとするものであります。介護保険開始と同時に介護サービスの一つとして位置付けられたことから、介護報酬による安定的な運営が確保されると同時に、一割の自己負担となつたことから、割安感が広がり、全国的に整備が進んでおりますが、ややもすると外部から閉ざされた生活空間となる恐れもあることから、サービス提供のチェック機能が確保できないなどの問題点も指摘され、専門スタッフに一定の資格取得を義務づけるなど、簡単に開設できない現状もあるため、本市においては具体的な整備計画は現在のところありません。

なお、本市における施設介護の待機者につきましては現在三十四

名の待機者がおります。

次に、介護サービス従業者の待遇改善と市の指導体制についてであります。介護サービスの費用については、保険者である市から国民健康保険団体連合会を経由して支払われる介護報酬と、利用の際に支払う一割の利用料によって賄われることになっており、各サービスに全国一律の基準が定められています。一方、サービス事業者は、この介護報酬と利用料を受けて、スタッフの人件費のほか、事務所や車などの維持管理経費などを賄っておりますが、その配分については、労働基準法等関連する法令に違反しない範囲内において事業者の裁量に任ざれており、この点で事業者は他の事業者と市場原理に基づくサービス競争を展開してまいります。介護報酬の引き上げにつきましても、保険料のアップに密接にかかわることから、今後の動向に充分注意していくことが必要であると認識しております。

また、ケアマネジャーの報酬については、介護保険制度開始に当たり、人材不足を補うため、サービス事業所に所属する有資格職員をケアマネジャーとして養成する以外に方策がなかったことから、ほとんどが事業所所属となつたため、併給を想定して押さえられているものと推測されます。しかし、本来、ケアマネジャーは、要介護者や家族の求めに応じて、公

平・公正にサービス事業者を選択し、介護計画を作成するため、その身分保障を確立すべきだとする意見が多い一方で、事業所に所属していた方が、サービス情報が取りやすいといった意見もあり、検討を要する課題であると認識いたしております。

市では、介護保険開始後、予想されたケアマネジャー不足に対応するため、市福祉事務所が居宅介護支援事業所の指定を受け、民間事業所等と共に、ケアプランの作成業務を行ってきたところでありますが、安定的なケアプランの提供が確認されてきたことから、社会福祉協議会を含め、他の民間事業所にもケースを引き継いでいるところがあります。今後は在宅介護支援センター機能の強化に重点を移し、相談・苦情の対応等市内のケアマネジャーを総括的に指導育成していくこととし、毎月定例の連絡会議を主催するなど、基幹的な役割を担ってまいりたいと考えております。

次に、痴呆症状に対する認定ソフトの改善については、介護保険の認定が始まると同時に指摘された問題点として、痴呆症状の認定が軽くなる傾向にあることがあげられています。この点については、国の説明は、現在使用している認定ソフトについて、痴呆症状に対する不完全さを認めた上で、寝たきり老人に対する介護の度合いを主に考えられたものであり、痴呆

の問題についてはこれからの課題であるとしております。これを受けて、現在、認定ソフトの改良に向けて、全国規模で在宅介護の実態調査が実施されており、これをもとに早急に改善が図られるものと期待されているところであり

ます。

また、痴呆症状の認定が軽いことから利用に支障があると指摘されていた短期入所サービスについては、既に制度改正が実施され、利用可能日数の拡大が図られたところでもあります。

今後も、市民の皆様により良いサービスがうけられるよう介護保険制度の啓発を行ってまいりたいと考えております。

## 圓道宝バイパスの

### トンネル計画について



新聞で鍛冶屋坂トンネルの土地買収の不手際による開

通の遅れが批判されました。Sの字に曲がった形にも批判が及びました。工事中から、トンネルの異様な形に市民の不審の声が上がっていました。形が悪いだけではすみません。道路との不自然な取りつけは交通事故発生の可能性を高めません。一度建設したトンネルは半永久的に使われます。取り返しはつきません。いったい、なぜこんなことになったのでしょうか。無計画な県の道路計画が原因である



ことは明らかです。

いったい、鍛冶屋坂トンネルの着工については市はどうかかわったのでしょうか。いかに県道といえども、市内の主要道路です。まず、このトンネル建設の経過と現状について、聞うものです。

こうしたなかで、県道宝パイパスについてもトンネルの計画があると聞きました。羽根子の通称お寺山にトンネルを掘り、桂川に橋を架けるといふ話が伝わってきています。この計画は事実でしょうか。もし事実であれば、大きな疑問があります。

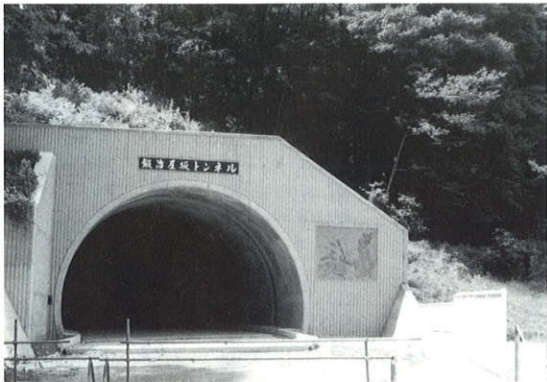
パイパスを大幡川上流方面から走ってきた場合、大群橋に至って車の流れは二つに分かれます。直進した道路は金井地域で県道に連結するだけで十分ではないでしょうか。わざわざトンネルを掘り、大きな橋を架ける必要はないと思います。宝方面に多くの会社が進出、大型車の通行が激しくなっていますから、周辺の人たちの安全を守るためにパイパスの必要性については否定できないところで、公共事業の見直しの世論が高まるなかで、過度の投資はすべきではありません。トンネルと橋となればそれだけで数十億円の事業になるのではないのでしょうか。大手ゼネコン向けの事業であることは論をまちません。そんなお金があるなら、福祉に、教育に、不況のもとで地域経済のためにという気持ちになるのは私だけでしょうか。計画の実際と市当局の見解を問うものです。

### 答

ご質問の前半にあります県道留志線の「鍛冶屋坂トンネル」につきましては、現在のトンネルの断面が小さいため、歩行者及び自転車の通行が非常に危険であることから、山梨県に対し陳情を行い、県がこれに応える形でトンネル部分の整備計画を立て、平成十二年五月に、工事に着手したものであります。

このトンネルの形状が異様であるとの指摘についてであります。現在通行しているトンネルの強度上の問題から、中心部において一定の距離をとる必要があることと、都留一中側については土地交渉が合意に至らず民間マンションが予定地に建設されたため、カーブを持つトンネルとなったものと伺っております。

今後、トンネル内部の安全性を保つための施設整備工事を行うことと併せ、谷村側につきましても、拡幅予定地の地権者とも合意に達



しておりますので、拡幅工事を行い、平成十四年夏には開通の見込みであることとあります。

次に、県道高畑谷村停車場線につきましても、狭隘でカーブも多く、また、交通量も一日あたり五千台を越えており、歩行者、自動車それぞれが安全に通行できるような整備促進を強く要望してまいりたいところ、平成七年度から宝パイパスの建設事業がスタートし、平成十年度より大幡地区から用地買収、道路建設が進められております。ご質問の金井地区付近につきましても、現在の道路を拡幅していきますと、大幡川と住宅地及び山に挟まれた地形のため、沿道の民家およそ十四軒の移転が必要となり、このような多数の人家の移転には非常に多くの困難と時間が必要なこと、様々なルートを検討した結果、院辺橋付近の山をトンネルで通るルートが最も適当であるとして選択されたものと伺っております。

本年度中には地元説明会が開催されると聞いておりますが、市としましては今後とも県道高畑谷村停車場線の整備促進が早急に図られるよう要望するとともに、できるだけの協力をしたいと考えております。

### バリアフリーについて

### 問

昨年五月、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関

する法律」、いわゆる交通バリアフリー法が成立し、昨年末から施行されました。

これは「高齢者、身体障害者等の移動に係る身体負担を軽減することにより、移動の利便性及び安全性向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資する」ことが目的とされています。不十分な内容ではありますが、世論の高まりの反映です。また、法がとりあげている中心課題は公共交通機関ですが、地方自治体も基本構想を作成し道路や公共施設のバリアフリー化を進めることが求められていると思います。

都留市においてはこれまで市の施設の段差解消や本庁の障害者用トイレの設置などにとりくんでまいりましたが、ひきつづき市役所や出張所、公共施設などの改善を図るとともに、こうした施設を中心とした道路整備のモデル地域を設定して順次整備をすすめるべきではないでしょうか。また、本庁にエレベーターがないという事態はただちに解消すべきと思わずがいかがでしょうか。

バリアフリーの終点は「ドア・ツー・ドア」です。欧米では法律で義務づけられ、すでに制度として確立されています。市としても本格的な検討に入ることを求めたいと思います。

### 答

我が国では、過去に例のない急速なテンポで高齢化が進行しており、二〇一五年には、国民の四人に一人が六十五歳以上となる本格的な高齢社会が到来いたします。また、障害のある方が

障害のない方と同じように社会参加ができる「ノーマライゼーション」の必要性も高まっています。このような中、高齢者や障害のある方や妊婦、ケガ人などを含め、全ての人が安心して生活のできるバリアフリー化が求められております。

最近では、バリアフリーを一歩進めた「ユニバーサルデザイン」の取組も行われておりますが、これは、全ての人のためのデザイン「構想」「計画」「設計」で、年齢、性別、身体など、人々が持つ様々な特性や違いを越え、初めからできるだけ全ての人が利用しやすい、全ての人に配慮した環境、建物、施設、製品等をデザインしていくこととする考え方であります。ユニバーサルデザインの実現には、行政だけでなく、市民の皆さんや事業者との一体となった取り組みが必要であります。

本市においては、安心して生活できるまちづくりのため、庁舎や学校などの既存施設へのスロープの設置、障害者用トイレの設置、歩道の段差解消などの公共施設のバリアフリー化に取り組んでまいりました。また、新たに建設する施設につきましては、いきいきプラザ都留やミュージアム都留などのように、ユニバーサルデザインに配慮してまいりたいと考えております。更に、本年二月に策定したひと・まち・自然のふれあいケア・アクションつる「福祉のまち行動計画」においても、行政・市民・事業者がユニバーサルデザインのまちづくりに積極的に取り組



み、社会生活における様々な障害を解消するためのバリアフリー化を進めているところであります。

ご質問の市庁舎へのエレベーターの設置につきましては、建物の構造などを勘案する中で、平成七年の建築物耐震改修の促進に関する法律に沿って検討してまいりたいと考えております。その他の既存施設につきましても、順次バリアフリーに取り組んでまいります。

また、「ドア・ツー・ドア」の交通バリアフリーについてであります。交通バリアフリーは、安心して移動できる社会を目指して制度化されたものであり、現状での我が国の交通機関の状況は、まだまだ多くの課題を抱えております。低床バスやノンステップバスの導入、駅舎や周辺の整備など、これらの課題の解決に向け、行政として交通事業者に対し働きかけを行ってまいりたいと考えております。

なお、田原土地区画整理事業の実施に伴い新設される予定となっている「都留文科大前駅」につきましては、交通バリアフリー法の一体的なスキームにより、駅や周辺道路などのバリアフリー化を進めていくこととしております。今後は、交通バリアフリー基本構想の策定も視野に入れる中で、総合的な事業実施に向けての指針づくりに取り組んでまいりたいと考えております。



## 請願の審査結果

### ▼平成十二年請願第七号 (継続審査)

消費税の増税計画の中止を求める請願  
請願者

山梨県甲府市相生一―三―三  
消費税廃止山梨県各界連絡会 代表 星合 弘三郎

### ▼平成十三年請願第三号 (採択)

学校事務職員及び学校栄養職員等、現行の義務教育費国庫負担対象職員の範囲を堅持し、教育の機会均等水準維持向上のための請願  
請願者

山梨県南都留郡忍野村忍草一五一六  
南都留地区PTA連絡協議会 会長 後藤 和雄ほか

### ▼平成十三年請願第四号 (採択)

「乳幼児医療費の無料化を国としておこなうことを求める」意見書提出の請願  
請願者

山梨県都留市上谷六―七―二六  
新日本婦人の会都留支部 支部長 依田 滋子

## 意見書

六月二十二日の本会議において、次の意見書二件を可決し、国会・政府関係機関あて提出しました。

○学校事務職員・学校栄養職員給与を国庫負担の対象外とする措置反対に関する意見書  
提出先 文部科学大臣・財務大臣・総務大臣

○「乳幼児医療費の無料化を求める」意見書  
提出先 厚生労働大臣・財務大臣・総務大臣

## 会派構成

七月三十一日現在の会派構成議員は次のとおりです。

### ○ビジョン21

代表 国田 正己 議員  
奥秋くに子 議員  
武藤 朝雄 議員  
熊坂栄太郎 議員

### ○伸政会

代表 中込 栄重 議員  
谷内 久治 議員  
米山 博光 議員

### ○伸栄会

代表 郷田 至 議員  
近藤 明忠 議員  
小俣 武 議員  
小俣 義之 議員  
藤江 厚夫 議員

### ○日本共産党

小林 義孝 議員

### ○公明党

山本日出夫 議員

### ○無会派

志村 弘 議員  
赤沢 康治 議員  
上杉 実 議員  
谷内 秀春 議員  
加藤 昇 議員  
安田 久男 議員  
小倉 康生 議員  
小林 司 議員



# 議案議決結果

## 市長提出

### 6月定例会

承第 3号	専決処分の承認を求める件（都留市税条例中改正の件）	6月 8日	承認
承第 4号	専決処分の承認を求める件（都留市国民健康保険税条例中改正の件）	6月 8日	承認
承第 5号	専決処分の承認を求める件 （平成12年度山梨県都留市一般会計補正予算「第7号」）	6月 8日	承認
承第 6号	専決処分の承認を求める件 （平成12年度山梨県都留市都留文科大学特別会計補正予算「第5号」）	6月 8日	承認
承第 7号	専決処分の承認を求める件 （平成12年度山梨県都留市簡易水道事業特別会計補正予算「第4号」）	6月 8日	承認
承第 8号	専決処分の承認を求める件 （平成12年度山梨県都留市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第2号」）	6月 8日	承認
承第 9号	専決処分の承認を求める件 （平成12年度山梨県都留市老人保健特別会計補正予算「第1号」）	6月 8日	承認
承第10号	専決処分の承認を求める件 （平成12年度山梨県都留市介護保険事業特別会計補正予算「第3号」）	6月 8日	承認
承第11号	専決処分の承認を求める件 （平成12年度山梨県都留市介護保険サービス事業特別会計補正予算「第1号」）	6月 8日	承認
議第45号	都留市条例の左横書き等の整備に伴う特別措置に関する条例制定の件	6月22日	可決
議第46号	都留市非常勤職員の報酬及び費用弁償額並びに支給方法条例中改正の件	6月22日	可決
議第47号	都留市消防団員等公務災害補償条例中改正の件	6月22日	可決
議第48号	都留市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例中改正の件	6月22日	可決
議第49号	平成13年度山梨県都留市一般会計補正予算（第1号）	6月22日	可決
議第50号	契約締結の件（都留市総合運動公園陸上競技場グラウンド工事）	6月22日	可決
議第51号	公平委員会委員の選任について同意を求める件	6月22日	同意
議第52号	監査委員の選任について同意を求める件	6月22日	同意
議第53号	固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件	6月22日	同意

## 議員提出

議員提出意見書案第4号	学校事務職員・学校栄養職員給与を国庫負担の対象外とする 措置反対に関する意見書	6月22日	可決
議員提出意見書案第5号	「乳幼児医療費の無料化を求める」意見書	6月22日	可決



# 人事案件

議員から選出する

監査委員に

小俣 武氏



六月二十二日の本会議で、議員のうちから選出する監査委員に小俣氏が満場一致で同意されました。

○都留市下合三一六一―二十三

小俣 武

昭和十九年一月二十五日生



公平委員会委員に

北村 忠義氏

六月二十二日の本会議で、公平委員会委員の任命について、議会の同意を求める議案が上程され、満場一致で北村氏が同意されました。

○都留市四日市場一〇四番地

北村 忠義

大正十五年六月二十七日生

固定資産評価審査

委員会委員に

小幡 宗明氏

六月二十二日の本会議で、固定資産評価審査委員会委員の任命について、議会の同意を求める議案が上程され、満場一致で小幡氏が同意されました。

○都留市朝日曾雌一八八三番地

小幡 宗明

昭和二年七月十六日生

## 永年勤続議員の表彰

表彰

このたび、全国・関東・山梨県の各市議会議長会会長から、永年にわたり市政発展に尽くされた功績により十年勤続議員として、つぎの議員に表彰状と記念品が送られました。

- 近藤明忠議員
- 安田久男議員
- 小倉康生議員
- 小俣 武議員
- 小俣義之議員



## 議会日誌

### 4月

6日(金) ○都留文科大入学式

10日(火) ○山梨県市議会議長会正副会長事務局長会議 (塩山市)

20日(金) ○第221回山梨県市議会議長会定期総会 (塩山市)

25日(水) ○関東市議会議長会理事會 (栃木県)

26日(木) ○関東市議会議長会定期総会 (栃木県)

○市町村議会議長会 (甲府市)

27日(金) ○関東市議会議長会支部長会議 (栃木県)

○都留市制47周年記念式典 (文化ホール)

29日(日) ○都留市制47周年記念式典 (文化ホール)



### 5月



### 5月

10日(木) ○全国自治体病院経営都市議会協議会理事會・定期総会 (東京都)

20日(日) ○第52回全国植樹祭記念式典 (須玉町)

22日(火) ○全国市議会議長会定期総会 (東京都)

24日(木) ○全国市長会関東支部総会 (甲府市)

25日(金) ○山梨県下戦没者慰霊祭 (甲府市)

### 6月

5日(火) ○議会運営委員会

8日(金) ○六月定例会 (開会)

14日(木) ○六月定例会 (一般質問)

18日(月) ○総務常任委員会

○社会常任委員会

19日(火) ○経済建設常任委員会

22日(金) ○六月定例会 (閉会)

